

振込規定の一部改正

振込規定（平 29. 9. 1 29 決企特発第 930 号、931 号、932 号、933 号）の一部を次のとおり改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>1～14 (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (令和〇年〇月〇日現在)</p> | <p>1～14 (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成〇年〇月〇日現在)</p> |

附 則

(実施日)

この規定は、2020年4月1日から実施する。